

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年4月14日提出
【計算期間】	第1特定期間(自2021年10月5日至2022年1月17日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 和子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【事務連絡者氏名】	岡本 元樹
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【電話番号】	03-5962-9165
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「(1)ファンドの目的及び基本的性格」には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なる「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）」および「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）」の情報を合わせて説明している部分があります。

##### ファンドの目的

当ファンドは、日本を含む世界各国の債券等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

##### 信託金の限度額

以下のファンドの合計で1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

- ・アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）
- ・アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）
- ・アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）
- ・アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）

##### ファンドの分類

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです（該当区分を網掛け表示しています。）。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産( )
		資産複合

商品分類表の各項目の定義について

- ・単位型・追加型の区分...追加型  
一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。
- ・投資対象地域による区分...内外  
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・投資対象資産による区分...債券  
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

「毎月決算型・為替ヘッジあり」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性( )	年2回	日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券 一般))	年4回	アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
資産複合( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回(隔月)	中近東(中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
	年12回(毎月)			
	日々			
	その他( )			

「毎月決算型・為替ヘッジなし」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性( )	年2回	日本 北米 欧州		なし
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券 一般))	年4回	アジア オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	
資産複合( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回(隔月)	中近東(中東) エマージング		
	年12回(毎月)			
	日々			
	その他( )			

属性区分表の各項目の定義について

- 投資対象資産による属性区分...その他資産（投資信託証券（債券 一般））  
目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。  
当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（投資信託証券（債券 一般））と、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。
- 決算頻度による属性区分...年12回（毎月）  
目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- 投資対象地域による属性区分...グローバル（日本含む）  
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 投資形態による属性区分...ファンド・オブ・ファンズ  
一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 為替ヘッジによる属性区分...  
「為替ヘッジあり」：為替ヘッジあり（フルヘッジ）  
目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。  
「為替ヘッジなし」：為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## ファンドの特色

### 1 主要投資対象ファンド\*への投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、世界各国の様々な発行体の債券等に投資します。

- 日本を含む世界各国の債券等(国債(新興国を含む)、政府機関債、新興国債券、投資適格社債、資産担保証券、ハイイールド債券等)を実質的な主要投資対象とします。
- ポートフォリオの平均格付は投資適格(BBB-格以上)とします。  
\*BB+格以下の債券の投資比率は50%以下に抑えます。
- 主要投資対象ファンドにおいて、米ドル建資産への実質的な投資比率について、原則として純資産総額の90%以上に維持します。

\*各ファンドの主要投資対象ファンド

(年2回決算型・為替ヘッジあり)	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券 「AB SICAV 1ーサステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QG(為替ヘッジあり)」
(毎月決算型・為替ヘッジあり)	
(年2回決算型・為替ヘッジなし)	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券 「AB SICAV 1ーサステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QG(為替ヘッジなし)」
(毎月決算型・為替ヘッジなし)	

### 2 主要投資対象ファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

- アライアンス・バーンスタイン\*1は米国をはじめ世界26の国・地域、51都市に拠点を有し、総額約89.7兆円\*2(約7,786億米ドル)の資産を運用する世界有数の資産運用会社です。世界の機関投資家、富裕層、個人投資家に質の高い運用サービスを提供しています。  
運用サービスには、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ等があり、それぞれのサービスに特化したチームが調査・運用を行います。(2021年12月末現在)

\*1 アライアンス・バーンスタイン(以下、「AB」)には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

\*2 米ドル建て資産額の円建て表示の為替換算レートは1米ドル=115.155円(2021年12月31日のWMOイター)を用いています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 🔍 ファンドの目的・特色

### 3 世界の債券市場から、AB独自のSDGs分析を活用し、より魅力的な投資機会を追求します。

- 幅広い債券セクターから魅力度の高い投資機会を追求します。
- SDGs達成に貢献する発行体等を選別するトップダウンアプローチにより、長期的な観点から事業持続可能性の高い発行体を抽出します。
- 市場環境に応じて機動的な資産配分を行います。

「SDGs(エスディーゼーズ:Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)」とは貧困や不平等、環境破壊などの様々な問題を解決することを目指す、世界共通の目標です。17の目標(GOALS)と、より具体的な169のターゲットから構成されています。2015年9月の国連サミットで、2016年から2030年までの国際目標として採択されました。

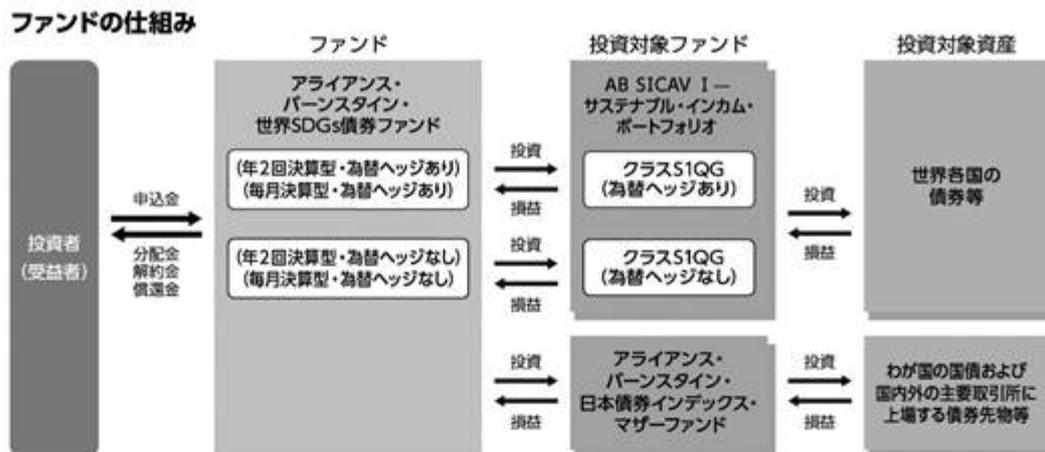
#### 運用プロセス



※上記の内容は、2022年1月現在の投資プロセスであり、今後変更されることがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### 4 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



- 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- 短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### 5 決算頻度と為替ヘッジの有無が異なる4つのファンドからお選びいただけます。

(年2回決算型・為替ヘッジあり)

(年2回決算型・為替ヘッジなし)

(毎月決算型・為替ヘッジあり)

(毎月決算型・為替ヘッジなし)

■「為替ヘッジあり」では、主要投資対象ファンドにおいて、原則として同クラスの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の「米ドル売り/円買い」の為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。

- 主要投資対象ファンドにおいて、米ドル建資産への実質的な投資比率は、原則として純資産総額の90%以上を維持しますが、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

■「為替ヘッジなし」では、実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

■各ファンド間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合や、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができません場合があります。

## <収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

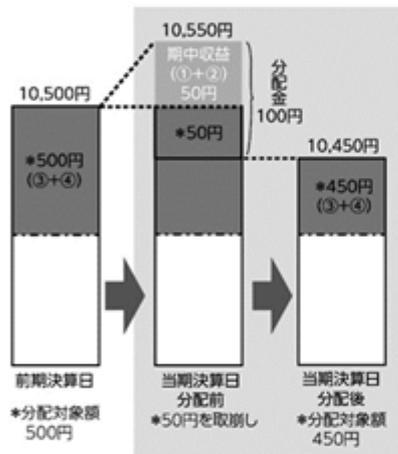
ファンドで分配金が支払われるイメージ



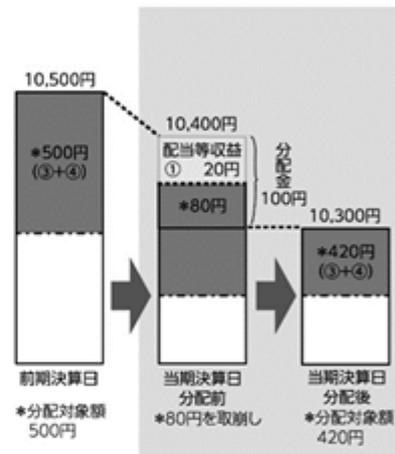
■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

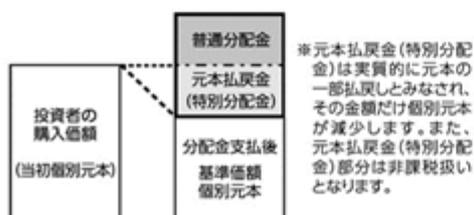


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

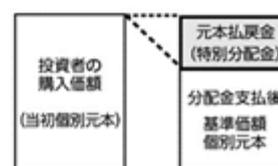
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## (2)【ファンドの沿革】

2021年10月5日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

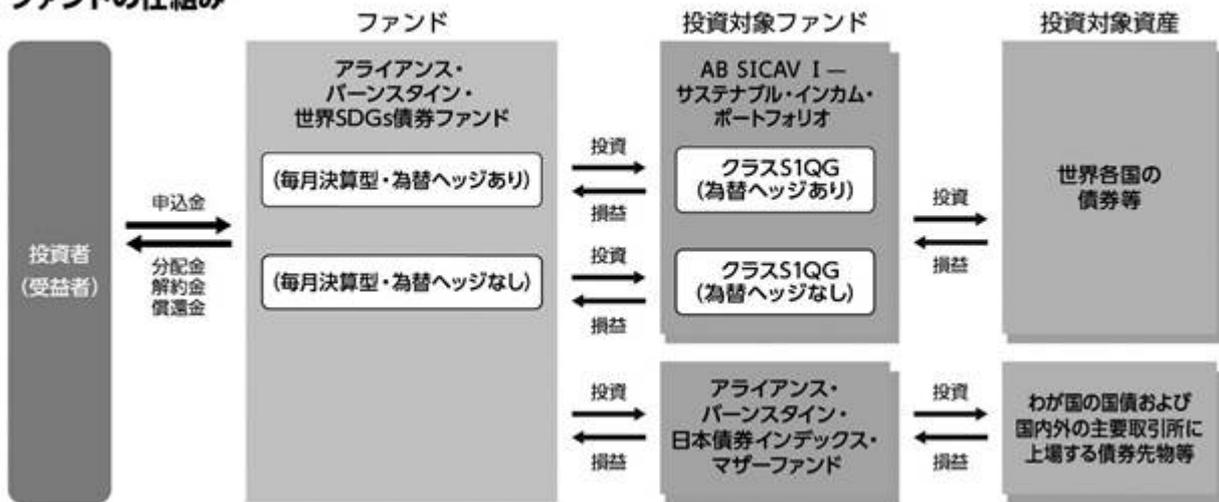
## (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象として組入れる方式(親投資信託のみを主要投資対象とする場合を除きます。)をいいます。

## ファンドの仕組み



当ファンドの関係法人とその役割

<販売会社>

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

<委託会社>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

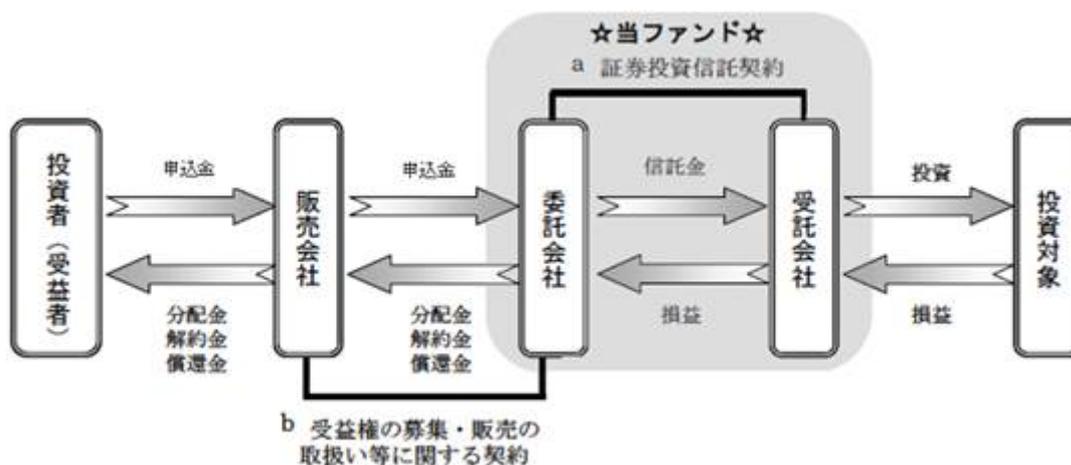
<受託会社>

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社）

株式会社日本カストディ銀行

- ・信託財産の管理業務等を行います。



関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2022年1月末現在)

## b. 委託会社の沿革

- 1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。
- 2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。
- 2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。
- 2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。
- 2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

## c. 大株主の状況

(2022年1月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市コマース・ストリート501	32,600株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

## 運用態度

## 「為替ヘッジあり」

- a. ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV サステナブル・インカム・ポートフォリオクラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）」（以下、「主要投資対象ファンド」という場合があります。）を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- b. 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- c. 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- d. 主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
- e. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および投資信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

## 「為替ヘッジなし」

- a. ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV サステナブル・インカム・ポートフォリオクラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジなし）」（以下、「主要投資対象ファンド」という場合があります。）を主要投資対象とします。このほか、「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」にも投資を行います。なお、短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- b. 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主に環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- c. 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- d. 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- e. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時、および投資信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

投資対象ファンドの詳細に関しましては、後記[参考情報：投資対象ファンドの概要]をご覧ください。

## (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
- （イ）有価証券
  - （ロ）金銭債権
  - （ハ）約束手形

- b．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次のa．に掲げる外国投資証券およびb．に掲げる親投資信託の受益証券（上記外国投資証券および親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次のc．からg．に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

「為替ヘッジあり」

- a．ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「A B S I C A V サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）」
- b．アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」
- c．短期社債等
- d．コマーシャル・ペーパー
- e．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- f．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- g．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

「為替ヘッジなし」

- a．ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「A B S I C A V サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジなし）」
- b．アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」
- c．短期社債等
- d．コマーシャル・ペーパー
- e．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- f．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- g．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記 a．からd．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

## &lt; 参考情報：投資対象ファンドの概要 &gt;

AB SICAV Iー サステナブル・インカム・ポートフォリオ  
クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジあり)/クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジなし)

形態	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券
投資目的	信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本を含む世界各国の債券等
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、環境または社会志向等の持続可能な投資テーマに積極的に取り組んでいると考えられる、日本を含む世界各国の様々な発行体の債券等に投資することにより、成長機会を追求し、投資目的の達成を目指します。</li> <li>・ファンドは、「トップダウン」と「ボトムアップ」を組み合わせた投資プロセスを採用します。投資テーマには、健康、気候、エンパワメントが含まれますが、これらに限定されません。</li> <li>・「トップダウン」のテーマ別アプローチに加えて、「ボトムアップ」アプローチは、環境、社会、企業統治など「ESG要因」への発行体のエクスポージャー、ならびに資金使途、発行体のファンダメンタルズ、評価に焦点を当てます。</li> </ul> <b>クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジあり)</b> 原則として同クラスの純資産総額を米ドル換算した額と同程度程度の「米ドル売り/円買い」の為替取引を通じて、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図ります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流動性の低い資産への投資は、純資産額の10%を超えないものとします。</li> <li>・ファンドの借入総額は、純資産総額の10%を上限とします。</li> <li>・米ドル建資産への実質的な投資比率について、原則として純資産総額の90%以上に維持します。</li> </ul>
決算日	毎年5月31日
分配方針	原則として、年4回の分配を行う方針です。
運用管理費用	純資産総額に対して年率 0.51%（上限）
その他の費用	金融商品等の売買委託手数料/監査費用/法律関係の費用/外貨建資産の保管等に要する費用/信託財産に関する租税/信託事務の処理に要する諸費用 等
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	アライアンス・パースタイン・エル・ピー

## アライアンス・パースタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

主要投資対象	わが国の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物
運用の基本方針	主としてわが国の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資割合は、信託財産の10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
決算日	原則として、毎年6月15日
信託報酬	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ前営業日の基準価額の0.02%
委託会社	アライアンス・パースタイン株式会社

## (3) 【運用体制】

## ファンドの運用体制

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うにあたって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

## 内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。

- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

#### 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

#### (4)【分配方針】

各ファンドの収益分配方針は以下のとおりです。

原則として、毎決算時（毎月15日。休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき分配を行います。

- a．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- c．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

- a．「一般コース」

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目までの日）から、販売会社においてお支払いを開始します。

- b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

- a．投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
  - b．外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
  - c．株式への直接投資は行いません。
  - d．投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーが  
ルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の  
10%以内とします。
  - e．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポ  
ージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、そ  
れぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託  
会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 法令により禁止または制限される取引等

- a．同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投  
資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%  
を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

- b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る  
変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に  
より算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新  
株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択  
権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

- c．信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方  
の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ  
委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとしま  
す。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

- a．外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替  
の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b．一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に  
属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等な  
らびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

- c．資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資  
金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的と  
して、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を  
通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運  
用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産  
で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財  
産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託  
財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、  
資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計

額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として投資信託証券（投資対象ファンド）への投資を通じて、値動きのある金融商品等に投資しますので、投資対象ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび投資対象ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

#### 基準価額の変動要因

##### 金利変動リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

##### 信用リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国や発行体の債務返済能力、業績・財務内容、格付け、市場環境の変化等により、債券価格は大きく変動することがあります。デフォルト（債務不履行）が生じると債券価格は大きく下落し、機動的に売買できないこともあります。格付けの高い債券に比較して、高利回り社債や新興諸国の債券はデフォルトの恐れが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

##### 為替変動リスク

「為替ヘッジあり」

主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額と同程度程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

実質的な組入通貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受け、一般に当該通貨が米ドルに対して下落した場合には、ファンドの資産価値が減少する要因となります。

「為替ヘッジなし」

実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

##### 期限前償還リスク

資産担保証券は、様々な要因によるローンの借換え等に伴い、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、資産担保証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。

##### カントリー・リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。

##### 流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。

#### 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

本書におけるSDGsのロゴ・アイコンは、情報提供目的で使用しています。国際連合が当ファンドの運用等についていかなる責任も負うものではなく、また支持を表明するものでもありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

#### (2) 投資リスクの管理体制

##### 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

##### パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

##### 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

## &lt;参考情報&gt;

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(毎月決算型・為替ヘッジあり)



## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(毎月決算型・為替ヘッジなし)



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額ですので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※上記グラフは、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月より表示しております。

※当ファンドは2021年10月5日に設定しており、運用期間が1年未満のため、年間騰落率は記載しておりません。

※上記グラフは、代表的な資産クラスについて、2017年2月～2022年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。当ファンドは2021年10月5日に設定しており、運用期間が1年未満のため、年間騰落率は記載しておりません。

## 各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI 国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■ TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。

■ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

■ MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

■ NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

■ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

■ JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定時は1口当たり1円））と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

スイッチングの取扱いには販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

### (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率0.6314%（税抜0.574%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.05%	委託した資金の運用、基準価額の発表等の対価
販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.024%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

### （投資対象ファンドの信託報酬および実質的な負担）

当ファンドの信託報酬等の他に、当ファンドが投資対象とする投資対象ファンドに対して信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬等に、投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等を加えた実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率1.1414%（税抜1.084%）の率を乗じて得た額を上限とします。

運用管理費用 （信託報酬）	ファンド	純資産総額に対して年率0.6314%（税抜0.574%）
	投資対象ファンド	年率0.51%（上限）
	実質的な負担	純資産総額に対して年率1.1414%（税抜1.084%）（上限）

上記は当ファンドが純資産総額相当額の外国投資証券を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。

#### (4)【その他の手数料等】

##### その他の費用

- a．信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b．ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- c．信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。  
その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。  
上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。
- a．信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- b．有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- d．運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e．受益権の管理事務に係る費用
- f．信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- g．この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- h．この信託の計理業務（設定・追加設定および解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用  
．信託財産の監査に係る費用
- j．この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬
- k．参考指数の使用料ならびに指数値、構成銘柄および構成比率等の情報の入手に要する費用

上記の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます（これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。）。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

上記およびのうちの、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。
- ・上記 a．から f．までに記載されている法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用です。
- ・信託財産の監査に係る費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用（監査費用）です。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### 個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 元本払戻金(特別分配金)が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金(特別分配金)となります。

#### 個人・法人別の課税の取扱い

- a. 個人の受益者に対する課税

##### (イ) 収益分配金(普通分配金)ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率<sup>\*</sup>により申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収選択口座)の場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%)の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収され、申告は不要となります。

<sup>\*</sup>2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%(所得税15%および住民税5%)の税率となります。

外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

##### (ロ) 損益通算について

確定申告により、普通分配金(申告分離課税を選択したものに限り、)ならびに一部解約時および償還時の譲渡損(または譲渡益)は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益(または譲渡損)ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益(または譲渡損)と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

##### (ハ) 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金(普通分配金)ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率<sup>\*</sup>で源泉徴収されま

す。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

\* 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

上記は2022年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

## 5【運用状況】

## 【アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）】

## (1)【投資状況】

2022年 1月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルク	49,186,569	97.64
親投資信託受益証券	日本	9,945	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,174,756	2.33
合計（純資産総額）		50,371,270	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

2022年 1月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資信託 受益証券	AB SICAV I サステナブル・イン カム・ポートフォリオ クラスS1QG シェアーズ（為替ヘッジあり）	5,104.989	9,748	49,763,432	9,635	49,186,569	97.64
2	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券 インデックス・マザーファンド	8,367	1.1896	9,953	1.1886	9,945	0.01

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別の投資比率

2022年 1月31日現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	外国	97.64
親投資信託受益証券	国内	0.01
合計		97.66

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2022年 1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末 (2022年 1月17日)	50	50	9,794	9,794
2021年10月末日	7		9,949	
11月末日	46		9,872	
12月末日	51		9,910	
2022年 1月末日	50		9,681	

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

#### 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	0

#### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	2.1

(注)収益率は、第1特定期間末の基準価額（分配付の額）から元本金額（10,000円）を控除した額を元本金額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数 （口）
第1特定期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	52,025,482	2,501	52,022,981

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1特定期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

## 【アライアンス・パースタイン・世界SDGs債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)】

## (1)【投資状況】

2022年 1月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	22,592,508	97.40
親投資信託受益証券	日本	9,945	0.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		592,816	2.55
合計(純資産総額)		23,195,269	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

2022年 1月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資信託 受益証券	ABSICAVI サステナブル・イン カム・ポートフォリオ クラスS1QG シェアーズ(為替ヘッジなし)	2,266.049	9,992	22,642,361	9,970	22,592,508	97.40
2	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・パースタイン・日本債券 インデックス・マザーファンド	8,367	1.1896	9,953	1.1886	9,945	0.04

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別の投資比率

2022年 1月31日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	97.40
親投資信託受益証券	国内	0.04
合計		97.44

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2022年 1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (2022年 1月17日)	23	23	10,039	10,039
2021年10月末日	10		10,135	
11月末日	14		10,061	
12月末日	19		10,223	
2022年 1月末日	23		10,015	

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

**【分配の推移】**

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	0

**【収益率の推移】**

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	0.4

(注)収益率は、第1特定期間末の基準価額（分配付の額）から元本金額（10,000円）を控除した額を元本金額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

**(4) 【設定及び解約の実績】**

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	2021年10月 5日～2022年 1月17日	23,659,745	500,176	23,159,569

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1特定期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

**(参考)**

## アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

## (1)投資状況

2022年 1月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	120,637,892,197	77.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		35,176,443,142	22.57
合計(純資産総額)		155,814,335,339	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	取引所	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券先物取引	買建	大阪取引所	155,693,760,000	99.92

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## 全銘柄

2022年 1月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第1009回 国庫短期証券	41,000,000,000	100.12	41,049,880,620	100.04	41,018,572,998		2022年 7月20日	26.32
2	日本	国債証券	第1002回 国庫短期証券	40,900,000,000	100.11	40,947,444,000	100.03	40,915,255,699		2022年 6月20日	26.25
3	日本	国債証券	第1042回 国庫短期証券	38,700,000,000	100.04	38,716,137,900	100.01	38,704,063,500		2022年 3月14日	24.83

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別の投資比率

2022年 1月31日現在

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	77.42
合計		77.42

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

2022年 1月31日現在

種類	取引所	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
有価証券先物取引 長期国債先物取引 2022年3月限	大阪取引所	買建	103,300,000,000	日本円	156,978,360,955	155,693,760,000	99.92

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考情報)



## 運用実績

基準日:2022年1月31日

## ファンドの運用実績

(毎月決算型・為替ヘッジあり)

## ■基準価額・純資産の推移

基準価額	9,681円	純資産総額	50百万円
------	--------	-------	-------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。  
 基準価額は、1万円当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。  
 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## ■分配の推移

決算期	分配金
第1期 2021年 10月	0円
第2期 2021年 11月	0円
第3期 2021年 12月	0円
第4期 2022年 1月	0円
直近1年累計	0円
設定来累計	0円

分配金は1万円当たり課税前  
 運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは  
 分配金が支払われない場合があります。

## ■組入比率

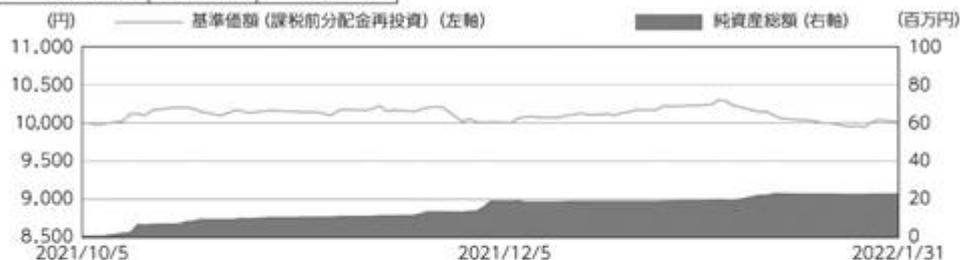
	組入比率(%)
AB SICAV Iーサステナブル・インカム・ポートフォリオクラス クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジあり)	97.6
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	0.0
現金等	2.3
合計	100.0

※ 組入比率は、純資産総額に対する比率です。

(毎月決算型・為替ヘッジなし)

## ■基準価額・純資産の推移

基準価額	10,015円	純資産総額	23百万円
------	---------	-------	-------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。  
 基準価額は、1万円当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。  
 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

## ■分配の推移

決算期	分配金
第1期 2021年 10月	0円
第2期 2021年 11月	0円
第3期 2021年 12月	0円
第4期 2022年 1月	0円
直近1年累計	0円
設定来累計	0円

分配金は1万円当たり課税前  
 運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは  
 分配金が支払われない場合があります。

## ■組入比率

	組入比率(%)
AB SICAV Iーサステナブル・インカム・ポートフォリオクラス クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジなし)	97.4
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	0.0
現金等	2.6
合計	100.0

※ 組入比率は、純資産総額に対する比率です。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

## ファンドの運用実績

### ■主要な資産の状況

主要投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

AB SICAVI-サステナブル・インカム・ポートフォリオ

#### 組入上位10銘柄

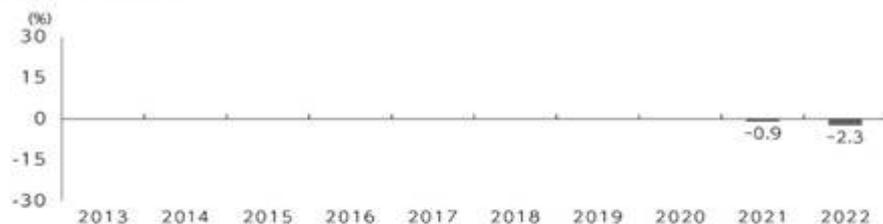
	銘柄名	償還日	利率(%)	国	組入比率(%)
1	US Treasury Bonds	2026年11月15日	6.500%	アメリカ	13.96%
2	US Treasury Bonds	2030年 5月15日	6.250%	アメリカ	1.28%
3	Skandinaviska Enskilda Banken	2025年 5月13日	5.125%	スウェーデン	0.77%
4	Suzano Austria GmbH	2031年 1月15日	3.750%	ブラジル	0.76%
5	Svenska Handelsbanken	2031年 3月 1日	4.750%	スウェーデン	0.76%
6	Enel Americas SA	2026年10月25日	4.000%	チリ	0.75%
7	Swedbank AB	2022年 3月17日	6.000%	スウェーデン	0.75%
8	Nordea Bank Abp	2026年 3月26日	6.625%	フィンランド	0.74%
9	Consorcio Transmuntaro SA	2034年 4月16日	4.700%	ペルー	0.74%
10	Verizon	2029年 2月 8日	3.875%	アメリカ	0.74%

※組入比率は、ファンドの組入証券評価額(除く現金等)を100%として計算しています。

※上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

### ■年間収益率の推移(暦年ベース)

#### (毎月決算型・為替ヘッジあり)



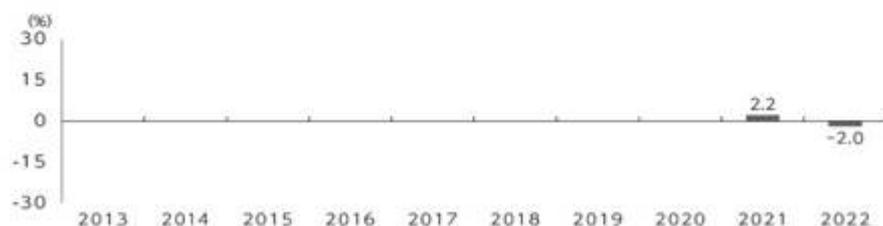
ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。

2021年は信託設定日(10月5日)から年末までの収益率を表示しています。

2022年は基準日までの収益率を表示しています。

ファンドにはベンチマークはありません。

#### (毎月決算型・為替ヘッジなし)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。

2021年は信託設定日(10月5日)から年末までの収益率を表示しています。

2022年は基準日までの収益率を表示しています。

ファンドにはベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付を行います。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、取得申込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
- ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

取得申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

#### (2) 取扱いコース

当ファンドには、「毎月決算型・為替ヘッジあり」および「毎月決算型・為替ヘッジなし」があります。

また、各ファンドごとに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うファンドやコースおよび自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認の上お申込みください。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (3) 申込価額

当初自己設定：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

#### (4) 申込単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

#### (6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、当初自己設定にかかるものについては当ファンドの設定日（2021年10月5日）に、継続申込期間にかかるものについては追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

#### (7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことがあります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

## 2【換金（解約）手続等】

### （1）換金方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行の請求）により換金することができます。原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付を行います。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、換金の申込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
- ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

換金の申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

### （2）換金価額

換金の申込みを受付けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

### （3）信託財産留保額

ありません。

### （4）換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### （5）換金手数料

ありません。

### （6）換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。

### （7）その他留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消すことがあります。

換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受

付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記（2）に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「毎月決算型・為替ヘッジあり」は「世S債每有」、「毎月決算型・為替ヘッジなし」は「世S債每無」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

主要投資対象ファンド	原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格（基準価額）で評価します。
アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	原則として、計算日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は2021年10月5日から2032年1月15日までとしますが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、下記「(5)その他 信託契約の解約（繰上償還）」の場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則としますが、計算期間の終了日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。ただし、第1計算期間は、2021年10月5日から2021年10月15日までとし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、以下の事由に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

各ファンドの信託財産の純資産総額が30億円を下回ったとき

受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、以下の「信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、以下の「信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託会社は、上記a.の事項(信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は受益

権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知っている受益者が議決権を行行使わないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b. の書面決議は議決権を行行使うことができる受益者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月の決算時ならびに償還時に、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 関係法人との契約の更改等

#### 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a. 「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日までの日)から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます)または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2021年10月5日から2022年1月17日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 (2022年 1月17日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	1,112,707
投資信託受益証券	49,864,607
親投資信託受益証券	9,953
流動資産合計	50,987,267
<b>資産合計</b>	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	1,222
未払委託者報酬	28,058
未払利息	2
その他未払費用	4,630
流動負債合計	33,912
<b>負債合計</b>	
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	52,022,981
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,069,626
（分配準備積立金）	273,059
元本等合計	50,953,355
<b>純資産合計</b>	
<b>負債純資産合計</b>	

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
<b>営業収益</b>	
受取配当金	293,182
有価証券売買等損益	933,622
営業収益合計	640,440
<b>営業費用</b>	
支払利息	179
受託者報酬	2,140
委託者報酬	49,018
その他費用	8,073
営業費用合計	59,410
営業利益又は営業損失( )	699,850
経常利益又は経常損失( )	699,850
当期純利益又は当期純損失( )	699,850
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	7
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	22
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22
剰余金減少額又は欠損金増加額	369,805
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	369,805
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,069,626

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	(自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、2021年10月5日(設定日)から2022年1月17日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

当期
(自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

当期	
(2022年 1月17日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	52,022,981口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	1,069,626円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	0.9794円
(10,000口当たり純資産額)	9,794円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	- 円
2. 分配金の計算過程	
2021年10月 5日から2021年10月15日まで 該当事項はありません。	
2021年10月16日から2021年11月15日まで 該当事項はありません。	
2021年11月16日から2021年12月15日まで 該当事項はありません。	
2021年12月16日から2022年 1月17日まで 該当事項はありません。	

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)	
(1) 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

当期 (2022年 1月17日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
(2) 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。

## (関連当事者との取引に関する注記)

当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていない ため、該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1．元本の移動

当期 (2022年 1月17日現在)	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	51,025,482円
期中一部解約元本額	2,501円

## 2．売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期 (2022年 1月17日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	552,460
親投資信託受益証券	83
合計	552,543

## 3．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1．有価証券明細表

(1) 株式（2022年 1月17日現在）

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券（2022年 1月17日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	A B SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）	5,115.368	49,864,607	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.9%	5,115.368	49,864,607 100.0%	
	投資信託受益証券計			49,864,607	
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・パースタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	8,367	9,953	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	8,367	9,953 0.0%	
	親投資信託受益証券計			9,953	
合計				49,874,560	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）】  
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

		当期 (2022年 1月17日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		611,099
投資信託受益証券		22,642,361
親投資信託受益証券		9,953
流動資産合計		23,263,413
資産合計		23,263,413
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬		480
未払委託者報酬		10,980
未払利息		1
その他未払費用		1,807
流動負債合計		13,268
負債合計		13,268
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		23,159,569
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		90,576
（分配準備積立金）		150,793
元本等合計		23,250,145
純資産合計		23,250,145
負債純資産合計		23,263,413

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
<b>営業収益</b>	
受取配当金	94,860
有価証券売買等損益	227,546
営業収益合計	132,686
<b>営業費用</b>	
支払利息	147
受託者報酬	1,056
委託者報酬	24,222
その他費用	3,977
営業費用合計	29,402
営業利益又は営業損失( )	162,088
経常利益又は経常損失( )	162,088
当期純利益又は当期純損失( )	162,088
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,815
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	255,861
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	255,861
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,012
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,012
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	90,576

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、2021年10月5日(設定日)から2022年1月17日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

当期 (2022年 1月17日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	23,159,569口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0039円
(10,000口当たり純資産額)	10,039円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	- 円
2. 分配金の計算過程 2021年10月 5日から2021年10月15日まで 該当事項はありません。	

2021年10月16日から2021年11月15日まで  
該当事項はありません。

2021年11月16日から2021年12月15日まで  
該当事項はありません。

2021年12月16日から2022年 1月17日まで  
該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

### 1．金融商品の状況に関する事項

当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
<p>（1）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>（2）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）2．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>
<p>（3）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p>
<p>（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

### 2．金融商品の時価等に関する事項

当期 (2022年 1月17日現在)
<p>（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>
<p>（2）時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （関連当事者との取引に関する注記）

当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

当期 (自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1．元本の移動

当期 (2022年 1月17日現在)	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	22,659,745円
期中一部解約元本額	500,176円

## 2．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期 (2022年 1月17日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	192,814
親投資信託受益証券	83
合計	192,897

## 3．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

## 第1．有価証券明細表

## （１）株式（2022年 1月17日現在）

該当事項はありません。

## （２）株式以外の有価証券（2022年 1月17日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	A B SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジなし）	2,266.049	22,642,361	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.4%	2,266.049	22,642,361 100.0%	
	投資信託受益証券計				22,642,361
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	8,367	9,953	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	8,367	9,953 0.0%	
	親投資信託受益証券計				9,953
合計				22,652,314	

（注1）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）」および「アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）」は、「A B SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジあり）」、「A B SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ（為替ヘッジなし）」および「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の

部に計上された「投資信託受益証券」はすべて該当証券投資信託の受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当親投資信託の受益証券です。

「A B SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジあり)」および「A B SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ クラスS1QGシェアーズ(為替ヘッジなし)」は、「A B SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ」のシェアクラスの1つです。

なお、「A B SICAV I - サステナブル・インカム・ポートフォリオ」は、決算を迎えていないため掲載する情報はありません。

## 「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(2022年 1月17日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	275,677
コール・ローン	35,274,334,264
国債証券	120,644,240,597
差入委託証拠金	2,071,851,842
流動資産合計	157,990,702,380
資産合計	157,990,702,380
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,176,649,130
未払解約金	198,389,295
未払利息	91,809
流動負債合計	1,375,130,234
負債合計	1,375,130,234
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	131,658,328,603
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,957,243,543
元本等合計	156,615,572,146
純資産合計	156,615,572,146
負債純資産合計	157,990,702,380

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。  (2) 先物取引 取引所が発表する計算日の清算値段等で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  (2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(自 2021年10月 5日 至 2022年 1月17日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

## （その他の注記）

(2022年 1月17日現在)	
1. 元本の移動	
期首	2021年10月 5日
期首元本額	134,544,486,219円
2021年10月5日より2022年1月17日までの期中追加設定元本額	653,913,746円
2021年10月5日より2022年1月17日までの期中一部解約元本額	3,540,071,362円
期末元本額	131,658,328,603円
期末元本額の内訳*	
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（20/80）	69,972,371,189円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（20/80）- 2	25,522,097,658円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・アロケーション（30/70）	54,030,305円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（20/80）- 3	36,109,754,113円
A B新興国分散ファンドAコース（限定為替ヘッジ）	8,398円
A B新興国分散ファンドBコース（為替ヘッジなし）	8,398円
A B米国不動産好利回り債券ファンド（為替ヘッジなし）	8,360円
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド（資産成長型）	8,357円
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs株式ファンド（予想分配金提示型）	8,357円
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）	8,367円
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）	8,367円
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）	8,367円
アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）	8,367円
2. 2022年1月17日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1896円
(10,000口当たり純資産額)	(11,896円)

（注1）\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 附属明細表

## 第1. 有価証券明細表

（1）株式（2022年 1月17日現在）

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券（2022年 1月17日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第1002回国庫短期証券	40,900,000,000	40,917,627,899	
		第1009回国庫短期証券	41,000,000,000	41,021,155,998	
		第1042回国庫短期証券	38,700,000,000	38,705,456,700	
		小計	銘柄数：3 組入時価比率：77.0%	120,600,000,000	120,644,240,597 100.0%
合計				120,644,240,597	

（注1）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（2022年 1月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引	債券先物取引 買建	157,737,530,000	-	156,561,540,000	1,175,990,000
	合計	157,737,530,000	-	156,561,540,000	1,175,990,000

(注1)時価の算定方法

先物取引

先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

アライアンス・パースタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）

2022年 1月31日現在

資産総額	50,385,479 円
負債総額	14,209 円
純資産総額（ - ）	50,371,270 円
発行済口数	52,033,436 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9681 円

アライアンス・パースタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）

2022年 1月31日現在

資産総額	23,201,763 円
負債総額	6,494 円
純資産総額（ - ）	23,195,269 円
発行済口数	23,161,064 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0015 円

（参考）アライアンス・パースタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

2022年 1月31日現在

資産総額	157,285,026,382 円
負債総額	1,470,691,043 円
純資産総額（ - ）	155,814,335,339 円
発行済口数	131,086,556,240 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1886 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2022年1月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

<最近5年間における資本金の額の増減>

2018年9月 資本金の額130百万円から1,630百万円に増資

##### (2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長および取締役社長を各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

投資決定のプロセス

##### a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

##### b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a.の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。

##### c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2022年1月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	77本	4,262,252百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	9本	92,970百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	86本	4,355,223百万円

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

### 3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）および第26期事業年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

## (1)【貸借対照表】

科目	期別	注記 番号	第25期	第26期
			(2020年12月31日現在)	(2021年12月31日現在)
			金額	金額
(資産の部)			千円	千円
流動資産				
預金			3,133,817	4,570,642
有価証券			1,917,831	1,621,085
前払費用			81,538	65,463
未収入金			27,089	114,728
未収委託者報酬			1,584,883	3,051,626
未収運用受託報酬			720,701	895,717
流動資産合計			7,465,859	10,319,261
固定資産				
有形固定資産				
建物		*2	770,053	660,965
器具備品		*2	220,106	167,051
有形固定資産合計			990,159	828,016
無形固定資産				
ソフトウェア			618	412
電話加入権			2,204	2,204
無形固定資産合計			2,822	2,616
投資その他の資産				
投資有価証券			30,559	37,861
長期差入保証金			218,975	194,526
長期前払費用			19,646	18,354
繰延税金資産			509,583	608,223
投資その他の資産合計			778,763	858,964
固定資産合計			1,771,744	1,689,596
資産合計			9,237,603	12,008,857
(負債の部)				
流動負債				
預り金			30,784	35,829
未払金				
未払手数料			598,252	1,417,316
未払委託計算費			14,608	24,200
その他未払金		*1	1,493,523	2,823,208
未払費用			222,247	240,824
未払賞与			509,100	657,216
未払法人税等			257,527	440,840
前受収益			23,333	13,333
流動負債合計			3,149,374	5,652,766
固定負債				
退職給付引当金			353,187	403,844
関係会社長期借入金			1,858,410	1,554,593
固定負債合計			2,211,597	1,958,437
負債合計			5,360,971	7,611,203
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			1,630,000	1,630,000
資本剰余金				
資本準備金			1,500,000	1,500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			887,149	1,207,935
利益剰余金合計			887,149	1,207,935

株主資本合計	4,017,149	4,337,935
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	140,517	59,719
評価・換算差額等合計	140,517	59,719
純資産合計	3,876,632	4,397,654
負債・純資産合計	9,237,603	12,008,857

## (2)【損益計算書】

科目	期別	注記 番号	第25期	第26期
			(自2020年1月 1日 至2020年12月31日)	(自2021年1月 1日 至2021年12月31日)
			金額	金額
			千円	千円
営業収益				
委託者報酬			17,129,599	34,651,137
運用受託報酬			1,340,039	1,784,623
販売代行報酬			62,801	248,571
その他営業収益			5,295,180	13,331,168
営業収益計			13,237,259	23,353,163
営業経費				
支払手数料			7,631,332	16,603,457
広告宣伝費			104,511	137,531
調査費				
調査費			72,491	68,809
図書費			2,340	2,327
委託計算費			493,712	613,204
営業雑経費				
通信費			41,776	42,226
印刷費			30,730	34,836
協会費			18,232	21,987
諸会費			2,312	2,276
営業経費計			8,397,436	17,526,653
一般管理費				
給料				
役員報酬			116,112	134,453
給料・手当			1,351,104	1,483,892
賞与			563,121	638,530
交際費			3,931	3,429
旅費交通費			13,239	4,050
租税公課			81,930	82,756
不動産賃借料			259,172	249,682
退職給付費用			88,971	115,419
固定資産減価償却費			190,828	192,811
関係会社付替費用			520,782	622,428
諸経費			410,995	482,170
一般管理費計			3,600,185	4,009,620
営業利益			1,239,638	1,816,890
営業外収益				
受取利息			10,010	1,335
為替差益			92,273	-
その他営業外収益			863	1,713
営業外収益計			103,146	3,048
営業外費用				
為替差損			-	176,125
支払利息		*1	76,006	69,126
営業外費用計			76,006	245,251

経常利益	1,266,778	1,574,687
特別利益		
投資有価証券売却益	-	61
特別損失		
固定資産除却損	195	-
税引前当期純利益	1,266,583	1,574,748
法人税、住民税及び事業税	432,487	605,997
法人税等調整額	12,855	98,640
法人税等計	419,632	507,357
当期純利益	846,951	1,067,391

## (3)【株主資本等変動計算書】

第25期(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本合計	評価・換算 差額等 その他有価 証券評価差 額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金				
			その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,630,000	1,500,000	883,918	883,918	4,013,918	△ 40,191	3,973,727
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 843,720	△ 843,720	△ 843,720	-	△ 843,720
当期純利益	-	-	846,951	846,951	846,951	-	846,951
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	△ 100,326	△ 100,326
当期変動額合計	-	-	3,231	3,231	3,231	△ 100,326	△ 97,095
当期末残高	1,630,000	1,500,000	887,149	887,149	4,017,149	△ 140,517	3,876,632

第26期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,630,000	1,500,000	887,149	887,149	4,017,149	△ 140,517	3,876,632
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 746,605	△ 746,605	△ 746,605	-	△ 746,605
当期純利益	-	-	1,067,391	1,067,391	1,067,391	-	1,067,391
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	200,236	200,236
当期変動額合計	-	-	320,786	320,786	320,786	200,236	521,022
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,207,935	1,207,935	4,337,935	59,719	4,397,654

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（時価のあるもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 2～10年

器具備品 3～10年

#### (2)無形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

ソフトウェア 5年

#### (3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1)退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

#### (2)外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

## 未適用の会計基準等

- (1)収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

## 1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## 2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## (2)時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準第19号 2020年3月31日)

## 1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

## 2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第25期 (2020年12月31日 現在)	第26期 (2021年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未払金 852,691千円	未払金 1,669,855千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 332,744千円	建物 441,832千円
器具備品 174,016千円	器具備品 220,949千円

## (損益計算書関係)

第25期	第26期
------	------

(自2020年1月 1日 至2020年12月31日)	(自2021年1月 1日 至2021年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
その他営業収益 5,295,980千円 支払利息 76,006千円	その他営業収益 13,331,609千円 支払利息 69,126千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## 配当金支払額

2020年6月10日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	843,720千円
1株当たりの配当額	25,881円
基準日	2019年12月31日
効力発生日	2020年 6月30日

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## 配当金支払額

2021年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	746,605千円
1株当たりの配当額	22,902円
基準日	2020年12月31日
効力発生日	2021年 6月30日

## (リース取引関係)

第25期 (自2020年1月 1日 至2020年12月31日)	第26期 (自2021年1月 1日 至2021年12月31日)
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料
1年内 264,498千円 1年超 352,663千円 合計 617,161千円	1年内 264,498千円 1年超 88,166千円 合計 352,664千円

## (金融商品関係)

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

### (2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第25期（2020年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	3,133,817	3,133,817	-
有価証券	1,917,831	1,917,831	-
未収入金	27,089	27,089	-
未収委託者報酬	1,584,883	1,584,883	-
未収運用受託報酬	720,701	720,701	-
投資有価証券	30,559	30,559	-
資産計	7,414,880	7,414,880	-
未払手数料	598,252	598,252	-
未払委託計算費	14,608	14,608	-
その他未払金	1,493,523	1,493,523	-
未払費用	222,247	222,247	-
未払賞与	509,100	509,100	-
未払法人税等	257,527	257,527	-
関係会社長期借入金	1,858,410	2,117,604	259,194
負債計	4,953,667	5,212,861	259,194

（注1）金融商品時価の算定方法に関する事項

- (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等  
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券  
有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。
- (4) 関係会社長期借入金  
長期借入金は親会社からの借入れであり、時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## (注2) 長期差入保証金

長期差入保証金 239,050千円は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	3,133,817	-	-	-	-	-
有価証券	1,917,831	-	-	-	-	-
未収入金	27,089	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,584,883	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	720,701	-	-	-	-	-
投資有価証券	30,559	-	-	-	-	-
合計	7,414,880	-	-	-	-	-

## (注4) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	464,603	-	-	1,393,807
合計	-	-	464,603	-	-	1,393,807

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

## (2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額  
第26期（2021年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	4,570,642	4,570,642	-
有価証券	1,621,085	1,621,085	-
未収入金	114,728	114,728	-
未収委託者報酬	3,051,626	3,051,626	-
未収運用受託報酬	895,717	895,717	-
投資有価証券	37,861	37,861	-
資産計	10,291,659	10,291,659	-
未払手数料	1,417,316	1,417,316	-
未払委託計算費	24,200	24,200	-
その他未払金	2,823,208	2,823,208	-
未払費用	240,824	240,824	-
未払賞与	657,216	657,216	-
未払法人税等	440,840	440,840	-
関係会社長期借入金	1,554,593	1,714,841	160,248
負債計	7,158,197	7,318,445	160,248

## (注1) 金融商品時価の算定方法に関する事項

- (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等  
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券  
有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。
- (4) 関係会社長期借入金  
長期借入金は親会社からの借入れであり、時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## (注2) 長期差入保証金

長期差入保証金 194,526千円は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	4,570,642	-	-	-	-	-
有価証券	1,621,085	-	-	-	-	-
未収入金	114,728	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	3,051,626	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	895,717	-	-	-	-	-
投資有価証券	37,861	-	-	-	-	-
合計	10,291,659	-	-	-	-	-

## (注4) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	-	1,554,593
合計	-	-	-	-	-	1,554,593

## (有価証券関係)

第25期(2020年12月31日現在)

## 1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	30,559	30,000	559
	小計	30,559	30,000	559
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		30,559	30,000	559

(注) 有価証券のうち1,917,831千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券  
該当事項はありません。

第26期(2021年12月31日現在)

## 1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
--	----	----------	------	----

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	37,861	35,000	2,861
	小計	37,861	35,000	2,861
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	37,861	35,000	2,861

（注）有価証券のうち1,621,085千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

## 2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	2,052	61	-
合計	2,052	61	-

### （退職給付関係）

第25期 （自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日）	第26期 （自 2021年1月 1日 至 2021年12月31日）																																				
<p>1. 採用している退職金制度の概要</p> <p>当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 確定給付制度</p> <p>(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>309,930 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>57,726 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>14,469 千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>353,187 千円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>353,187 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>353,187 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>353,187 千円</td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	309,930 千円	退職給付費用	57,726 千円	退職給付の支払額	14,469 千円	期末における退職給付引当金	353,187 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	353,187 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	353,187 千円	退職給付引当金	353,187 千円	<p>1. 採用している退職金制度の概要</p> <p>当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 確定給付制度</p> <p>(1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>353,187 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>65,089 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>14,432 千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>403,844 千円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>403,844 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>403,844 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>403,844 千円</td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	353,187 千円	退職給付費用	65,089 千円	退職給付の支払額	14,432 千円	期末における退職給付引当金	403,844 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	403,844 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	403,844 千円	退職給付引当金	403,844 千円
期首における退職給付引当金	309,930 千円																																				
退職給付費用	57,726 千円																																				
退職給付の支払額	14,469 千円																																				
期末における退職給付引当金	353,187 千円																																				
積立型制度の退職給付債務	-																																				
年金資産	-																																				
非積立型制度の退職給付債務	353,187 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	353,187 千円																																				
退職給付引当金	353,187 千円																																				
期首における退職給付引当金	353,187 千円																																				
退職給付費用	65,089 千円																																				
退職給付の支払額	14,432 千円																																				
期末における退職給付引当金	403,844 千円																																				
積立型制度の退職給付債務	-																																				
年金資産	-																																				
非積立型制度の退職給付債務	403,844 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	403,844 千円																																				
退職給付引当金	403,844 千円																																				

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	353,187 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	403,844 千円
(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用	57,726 千円	(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用	65,089 千円
3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,855千円でありました。		3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,860千円でありました。	

## (税効果会計関係)

第25期 (2020年12月31日現在)	第26期 (2021年12月31日現在)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
未払事業税否認 8,496	未払事業税否認 25,939
未払費用否認 68,517	未払費用否認 66,679
親会社持分報酬制度負担額 99,228	親会社持分報酬制度負担額 95,084
賞与引当金損金算入限度超過額 141,845	賞与引当金損金算入限度超過額 181,366
貯蔵品 1,264	貯蔵品 1,656
減価償却超過額 76,909	減価償却超過額 104,233
退職給付引当金損金算入限度超過額 106,179	退職給付引当金損金算入限度超過額 129,183
原状回復費用否認 20,654	原状回復費用否認 28,341
長期繰延資産(移転支援金) 7,145	長期繰延資産(移転支援金) 4,083
繰延税金資産小計 530,237	繰延税金資産小計 636,564
将来減算一時差異における評価性引当額 20,654	将来減算一時差異における評価性引当額 28,341
繰延税金資産計 509,583	繰延税金資産計 608,223
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.6%	法定実効税率 30.6%
(調整)	(調整)
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 2.3	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 1.6
評価性引当額取崩し 0.3	評価性引当額 0.5
その他 0.1	その他 0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.2%

## (資産除去債務関係)

第25期(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## （関連当事者情報）

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

### 1. 関連当事者との取引

#### 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,271,261 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	5,295,980	未払金	852,691
							諸経費の支払	520,782		

（注）1．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	157,256 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社長期借入金	18,000
							支払利息	715	その他未払金	199

（注）1．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,379,061 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益	13,331,609	未払金	1,669,855
							諸経費の 支払	622,428		

（注）1．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	13,500
							長期借入金の返済	4,500		
							支払利息	629	その他未払金	153

（注）1．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

3．2021年6月30日において、関係会社長期借入金18,000千米ドルのうち、4,500千米ドルを返済いたしました。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代行手数料報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	17,129,599	1,340,039	62,801	5,295,180	13,237,259

## 2. 地域ごとの情報

## (1)売上高 (単位：千円)

日本	米国	その他	合計
18,470,439	5,289,155	55,975	13,237,259

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 5,289,155千円となります。

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代行手数料報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	34,651,137	1,784,623	248,571	13,331,168	23,353,163

## 2. 地域ごとの情報

## (1)売上高 (単位：千円)

日本	米国	その他	合計
36,436,201	13,324,321	241,283	23,353,163

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 13,324,321千円となります。

## (1株当たり情報)

項目	第25期 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	第26期 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)
1株当たり純資産額	118,915 円 10 銭	134,897 円 38 銭
1株当たり当期純利益	25,980 円 10 銭	32,742 円 06 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第25期	第26期

項 目	(自2020年1月 1日 至2020年12月31日)	(自2021年1月 1日 至2021年12月31日)
当期純利益(千円)	846,951	1,067,391
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	846,951	1,067,391
期中平均株式数(株)	32,600	32,600

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社>

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティ T T 証券株式会社	3,000 百万円	

三井住友信託銀行株式会社は、委託会社による当初自己設定に係る取得申込みのみを取扱い、継続申込期間においては受益権の新規の募集・販売業務を取扱いません。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

#### (2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

**第3【参考情報】**

特定期間中に提出した書類及び提出年月日

2022年1月5日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2022年3月18日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月22日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 一郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）の2021年10月5日から2022年1月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）の2022年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月22日

アライアンス・バーンスタイン株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 一郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）の2021年10月5日から2022年1月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・世界SDGs債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）の2022年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。